

富国強兵 ― 三つの改革

飛鳥

奈良

平安

鎌倉

室町

安土桃山

江戸

明治

大正

今日の問い

新政府は、どのように富国強兵を進めたのだろう。

読み終わったら、最後の「問いへの答え」を見る前に、自分の言葉で答えてみよう。

1 学制と徴兵令

学校と軍隊

がくせい
学制

1872年に公布された、学校制度を定めた法令。

ちょうへいれい
徴兵令

1873年、満20歳以上の男子に兵役の義務を定めた法令。

新政府は欧米諸国に対抗できる国をつくるため、経済を発展させて軍事力を強める**富国強兵**を目指した。1872年には**学制**を公布し、全国に小学校をつくり、6歳以上の男女すべてに教育を受けさせることにした。しかし、授業料は家庭の、学校の建設費は地域の負担で、子どもも家の働き手だったため、はじめは通わない子どもも多かった。

1873年には**徴兵令**を出し、士族・平民の区別なく、満20歳以上の男子に兵役の義務を負わせて、近代的な軍隊をつくろうとした。しかし、家のあとつぎや、代わりのお金を納めた者などは兵役を免除されたため、実際に兵役についたのは農家の二男・三男などが多かった。働き手をうばわれることへの反発から、徴兵に反対する一揆も起こった。

2 地租改正と農民の抵抗

税のしくみの変化

ちそかいせい
地租改正

1873年、土地の値段をもとに税をかけた改革。

ちけん
地券

土地の所有者と地価を示す証明書。

江戸時代の税は、収穫高に応じて米で納める**年貢**が中心で、豊作か凶作かによって収入が変わった。そこで新政府は財政を安定させるため、1873年に**地租改正**を行った。土地の値段である**地価**を定めて、土地の所有者に**地券**を発行し、収穫高ではなく地価の**3%**を、所有者が**現金**で納めるしくみに改めた。これにより、毎年決まった額の税が入り、政府の収入は安定した。

しかし、政府は江戸時代の年貢による収入を減らさないように地価を定めたため、農民の負担はほとんど軽くならなかった。各地で**地租改正反対一揆**が起こり、1876年には茨城県や三重県などで大きな一揆となった。そのため政府は、1877年に地租の率を**2.5%**に引き下げた。一方で、土地の所有権が認められ、売買も自由になった。

改革	内容
がくせい 学制	1872年。6歳以上の男女に小学校教育
ちょうへいれい 徴兵令	1873年。満20歳以上の男子に兵役
ちそかいせい 地租改正	1873年。地価の3%を現金で納税

問いへの答え

新政府は、欧米に対抗できる強い国をつくるため富国強兵を目指した。1872年に学制を公布して6歳以上の男女に教育を受けさせ、1873年には徴兵令で満20歳以上の男子に兵役を課した。同じ年の地租改正では、地価の3%を現金で納めさせて収入を安定させたが、負担は重く、反対一揆が起こって1877年に税率は2.5%に下げられた。

次はノートで、下線に語句を書きながら確かめよう →

